

入札公告

R7建設 建設資材等単価改定業務について入札後審査方式一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和7年3月26日

徳島県知事 後藤田 正純

1 入札に付する事項（電子入札対象案件）

- 委託業務名 R7建設 建設資材等単価改定業務
- 業務内容 入札概要書、仕様書及び委託契約書（以下「入札概要書等」という。）による。
- 履行期間 契約日から令和8年3月31日まで
- 設計金額 3,390千円（税抜き）
- 入札の失格及び無効 入札概要書の2及び3に示すとおりである。
- その他
 - この入札は、徳島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）及び紙入札方式を併用して実施する。
 - 未公表の入札情報を不正に入手しようとした場合には、徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づき、入札参加資格停止となることがある。
 - この入札は、令和7年3月6日に公告した「R7建設 建設資材等単価改定業務」の再度公告入札である。
 - その他、入札にあたっての留意事項を入札概要書に示す。

2 入札手続き等に関する事項

- 入札概要書等の閲覧等

入札手続き	期間	場所等
入札概要書等の電子閲覧	令和7年3月26日（水）～ 令和7年4月7日（月）	徳島県電子入札ホームページ （徳島県入札情報サービス（県PPI））
入札概要書等に関する質問書の提出	令和7年3月26日（水）～ 令和7年3月27日（木）	徳島市万代町1丁目1番地 徳島県県土整備部 建設管理課企画担当 ファクシミリ 088-621-2864 E-mail kensetsukanrika@pref.tokushima.lg.jp
入札概要書等に関する質問書に対する回答書の電子閲覧	令和7年3月31日（月）～ 令和7年4月7日（月）	徳島県電子入札ホームページ （徳島県入札情報サービス（県PPI））

- ※1：閲覧及び入札概要書等に関する質問書の提出は、県の休日（徳島県の休日定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。
- ※2：入札概要書等に関する質問書は、書面によることとし、様式は任意とする。書面は電子メール、ファクシミリ（いずれも送信後に電話により受信について確認すること。）又は郵送により提出するものとし、持参によるものは受け付けない。なお、質問書に対する回答は、回答書を徳島県電子入札ホームページ（徳島県入札情報サービス（県PPI））に掲載する。
- ※3：入札公告、関係書類及び全ての入札概要書等の情報は徳島県電子入札ホームページ（徳島県入札情報サービス（県PPI））に掲載している。

※ 4：紙閲覧を希望する事業者は 5 の問合せ先まで連絡すること。

(2) 入札書の提出等

入札手続き	期 間 ・ 日 時	場 所 等
入札参加資格審査申請書等の提出	令和 7 年 3 月 27 日 (木) 午前 8 時 30 分～ 令和 7 年 4 月 2 日 (水) 午後 5 時	電子入札システム (紙入札の場合は入札概要書 8 (2) による)
入札書の提出	令和 7 年 4 月 3 日 (木) 午前 8 時 30 分～ 令和 7 年 4 月 7 日 (月) 正午	電子入札システム (紙入札の場合は入札概要書 8 (3) による)
開札執行	令和 7 年 4 月 8 日 (火) 午前 10 時	徳島市万代町 1 丁目 1 番地 徳島県庁 8 階 801 会議室

※ 1：電子入札に関する運用・基準については、「徳島県電子入札システム運用基準」を準用するものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次に掲げる全ての事項に該当する者であることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和 56 年徳島県告示第 26 号）第 4 条第 1 項の規定による審査を受け、入札公告日時点において資格を有すると認められている者で、営業種目「検査・分析・調査業務」中の「市場調査」に登録されている者であること。
- (3) 入札公告日から開札日までの間に、徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。
- (4) 入札公告日から開札日までの間に、徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。
- (7) 平成 31 年 4 月以降に四国内において、国又は県が発注した、同種業務（注 1）又は類似業務（注 2）を受注し、入札公告日までに完了した実績を有する者であること。ただし、特定の工事における資材単価調査は除く。

※注 1 同種業務とは、「公共事業積算に係る材料単価の価格調査に関する業務」とする。

※注 2 類似業務とは、「建設関連分野の価格に関する統計調査に関するもので、対面方式で調査対象データ数が 1,000 以上（1 業務当り）の規模の業務」とする。

- (8) 配置予定技術者として、次の条件を全て満たす者を配置できること。
 - ア 本業務に配置される予定の技術者を 3 名（その内の 1 名を管理技術者とする）とし、全ての技術者が同種業務又は類似業務について、平成 31 年 4 月以降から入札公告日までの間に業務を完了した実績を有すること。
 - イ 本業務において配置される予定の管理技術者の手持ち業務の契約金額の合計が入札公告日時点において、5 億円未満かつ契約件数が 10 件未満であること。（※手持ち業務については、携わっている全ての業務を計上すること。）
 - ウ 入札公告日時点において、本業務に配置される予定の技術者と会社との間に直接的、恒常的な雇用関係があること。

4 入札参加資格審査申請書等

入札に参加しようとする者は、電子入札システムによる申請書提出を行う際、(1)に規定する入札参加資格確認資料（以下「**確認資料**」という。）を同時に提出しなければならない。

提出期間は**2**の(2)の期間とする。

(1) **確認資料**

次に掲げる書類を提出すること。作成方法等は、入札概要書の**4**に記載してある。

① 入札参加資格確認票（様式1）

(2) 落札候補者として決定された者は、入札概要書の**4**に掲げる追加書類を提出すること。

5 問合せ先

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県県土整備部建設管理課企画担当（電話 088-621-2628 ファクシミリ 088-621-2864）